

## 組合掲示物9点の撤去はすべて不当労働行為と認定!

# 名両分会が愛労委で勝利!

2月10日、愛知県労働委員会から命令書が交付されました。同労働委員会は2月8日第1380回公益委員会議において、JR東海会社が平成17年5月22日から同年9月12日までの間にJR東海労名古屋車両所分会の組合掲示物から9点(うち1点は同一内容の掲示物)の組合掲示物を撤去したことは、労働組合法第7条3号(支配介入)に該当する不当労働行為と認定し、JR東海会社は「今後、このような行為を繰り返さない。」旨の文書をJR東海労働組合(本部・地本・分会)に交付しなければならないという命令を下しました。

この「組合掲示物撤去事件」は、JR東海労名古屋車両所分会が、本部・地本とともに、平成18年に愛知県労働委員会へ救済申し立てをしていた「平成18年(不)第1号不当労働行為救済申立事件」です。私たちは、勝利しました。そして、JR東海会社による労働組合への支配介入がさらに明らかとなったのです。

## 組合掲示物の不当撤去を繰り返してはならない! 命令に従い、直ちに謝罪して文書を交付せよ!

愛知県労働委員会の判断は、「組合結成以来、組合と会社とは対立関係にあった。」ことを前提に、さらにはJR東海労の「会社は、組合結成以降、職場での正当な組合活動に対する支配介入はもちろんのこと、組合所属による不当な差別、嫌がらせ等、不当労働行為を繰り返してきた。本件は会社による組合組織の破壊を狙った攻撃の一つにほかならない。」という主張を十分に考慮したものとと言えます。JR東海会社は命令に従い、直ちに謝罪して文書を交付せよ!



**主 文**

被申立人東海旅客鉄道株式会社は、申立人ジェイアール東海労働組合、同ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部及び同ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会に対し、本命令書交付の日から1週間以内に下記内容の文書を交付しなければならない。

記

当社が平成17年5月22日から同年9月12日までの間に貴組合名古屋車両所分会の組合掲示物から次の9点の掲示物を撤去したことは労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為であると愛知県労働委員会によって認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

(以下は省略します)